

○王寺町やわらぎ会館 使用料

(単位 円)

施設 区分	使用区分	午前 (9-12)	午後 (13-17)	夜間 (18-22)	午前 ・ 午後 (9-17)	午後 ・ 夜間 (13-22)	全日 (9-22)
	曜日						
イベント ホール	平日	9,000	14,000	16,000	20,000	24,000	31,000
	土・日	11,000	17,000	20,000	24,000	30,000	38,000
	祝日						
更衣室		1,200	1,560	1,560	2,160	2,520	3,600
応接室		1,200	1,560	1,560	2,160	2,520	3,600
多目的ホール		7,200	9,600	9,600	13,200	15,600	21,600
小会議室 1		2,400	3,000	3,000	4,320	4,800	6,720
小会議室 2		2,400	3,000	3,000	4,320	4,800	6,720
研修室		6,000	7,800	7,800	10,800	12,000	16,800
和室会議室 1		2,400	3,000	3,000	4,320	4,800	6,720
和室会議室 2		2,400	3,000	3,000	4,320	4,800	6,720

備考

- 1 ここで使用する用語の意味は、次のとおりです。
 - (1) 「祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日です。
 - (2) 「平日」とは、土曜日、日曜日及び祝日を除く日です。
 - (3) 「入場料等」とは、入場料金、会費その他の名目で入場者から徴収する入場の対価ことで、その対価に2つ以上の区分がある場合は、そのうちの最高額のことを指します。
 - (4) 「入場料等を徴収しないが営利目的その他これに類似する目的で使用する場」とは、次の場合をいいます。
 - ア 営利を目的として商品の宣伝、展示、販売等に使用する場
合、または営利活動を行う者が事業の一環として使用する場
合のほか、個人又は団体を問わず、カルチャースクール、教
室等が月謝等を徴収して使用する場
 - イ 会員制度により会員を招待する場
 - ウ 商品等の売上高により招待券を発行する場
 - エ その他これらに準ずる場

- 2 イベントホールにおいて、2,000円を超える入場料等を徴収す
る場合の使用料の額は、次のとおりです。
 - (1) 2,000円を超え5,000円以下の入場料等を徴収する場合は、料
金表の1.5倍の額の使用料
 - (2) 5,000円を超える入場料等を徴収する場合は、料金表の2倍
の額の使用料
- 3 イベントホールにおいて、入場料等を徴収しないが営利目的そ
の他これに類する目的で使用する場の場合の使用料の額は、次のと
おりです。
 - (1) 使用者の住所が町内の場合には、料金表の1.5倍の額の使用
料とします。
 - (2) 当該使用者の住所が町外の場合には、料金表の2倍の額の使用
料とします。
- 4 イベントホール、更衣室及び応接室以外の施設において、町外
に住所を有する方が使用する場の場合の使用料の額は、料金表の2倍
の額の使用料とします。
- 5 イベントホール、更衣室及び応接室以外の施設において、2,000
円を超える入場料等を徴収する場の場合の使用料の額は、料金表の2
倍の額の使用料とします。
- 6 イベントホール、更衣室及び応接室以外の施設において、使用
者の住所が町内であり、入場料等を徴収しないが営利目的その他
これに類似する目的で使用する場又はパーティー等飲食を伴
う場の場合の使用料の額は、料金表の1.5倍の額の使用料とします。
- 7 使用時間を超過して使用する場の場合の使用料は、その超過する時
間区分の1時間当たりの使用料の1.3倍の額の使用料とします。
- 8 イベントホールを準備又は後片づけのために使用する使用料
は、規定の使用料の2分の1に相当する使用料とします。
- 9 イベントホールの冷暖房を使用した場、冷暖房費として使用
料の5分の1に相当する額を徴収します。
- 10 上記使用料には、附属設備使用料を含みます。